

京都農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条の規定に該当する軽微な変更をしましたので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

平成20年11月20日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

平成20年11月20日以降常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農業計画課

(産業観光局農林振興室農業計画課)